

白井市防犯組合補助金交付要綱

所管課

危機管理課

1 補助金の名称

防犯組合補助金

2 補助金交付の目的

防犯意識の向上、防犯施設の充実を図るため。

3 用語の定義

「防犯組合」とは、白井市に居住する者及び白井市で活動する団体により構成する団体組織をいう。

4 補助対象

白井市防犯組合

5 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

別紙に定める経費

6 補助額（率）

補助対象経費（防犯施設の維持管理に係る経費を除く。）と、80万円を比較して少ない方の額に防犯施設の維持管理に係る経費を加えて得た額とする。

7 予算の範囲

補正予算による増額後の予算の範囲内

8 施行日

平成2年度

9 補助金の終期

平成35年3月31日

10 改正履歴

別紙

補助対象事業	補助対象経費
①防犯意識の普及活動	①防犯意識の普及活動事業に要する経費
②青少年の非行防止のための活動	②青少年の非行防止のための活動事業に要する経費
③防犯のための警戒	③防犯のための警戒事業に要する経費
④犯罪捜査に対する協力	④犯罪捜査に対する協力事業に要する経費
⑤防犯施設の維持管理	⑤防犯施設の維持管理事業に要する経費
⑥防犯功労者に対する表彰	⑥防犯功労者に対する表彰事業に要する経費
⑦その他組合の目的を達成するために必要な事業	⑦その他組合の目的を達成するために必要な事業に要する経費

※次に掲げる経費を除く。(補助対象外経費)

1. 食糧費 茶菓子代1人当たり180円を超える額 昼食代1人当たり600円を超える額 食糧費の割合が事業費の30%を超える部分
2. 人件費、賃金、構成員に対する報酬・謝礼
3. 反省会に係る懇親会費
4. 交際費、慶弔費
5. 視察研修に係る宿泊費